

新規に日本救急医学会 ICLS 認定インストラクター資格の申請をご検討のみなさま
日本救急医学会 ICLS 認定インストラクター各位

平成 24 年 7 月 6 日
日本救急医学会 ICLS コース企画運営委員会
委員長 小倉 真治

《重要》ICLS インストラクターの新規申請および更新制度の変更に関するお知らせ

平素より日本救急医学会 ICLS コースへご理解・ご協力いただき、心より感謝申し上げます。
日本救急医学会では、2002 年度より日本救急医学会 ACLS コース企画運営特別委員会（現 ICLS コース企画運営委員会）を立ち上げ、本邦における 2 次救命処置の標準化をすすめてまいりました。現在までに累計 8,782 回のコース開催と 143,546 名に受講いただき、もっとも普及した医学系の教育コースと認識しており、これもひとえにみなさま方の惜しみないご努力の賜物とあらためて感謝申し上げる次第です。

本委員会では、さらにより良いコース構築のため、インストラクター、コースディレクター(CD)の質を担保する必要があると考え、新制度として、インストラクターの認定条件の変更と、認定インストラクター資格の更新要件、CD 資格の更新要件を新規に設けることを決定いたしました。

それに伴いまして、オンラインシステム (<http://www.icls-web.com/>) も刷新いたします。新システムへの対応としまして、下記の項目があります。新システムへの移行が円滑に進みますよう、内容をご理解いただき、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

【1】新規に ICLS 認定インストラクター資格を申請される方

(1) 新制度導入後の認定条件について

平成 25 年 4 月 1 日からは下記の要件を満たした方は、認定インストラクター資格の申請が可能となります。

《認定インストラクター申請要件》

- 1 ICLS コースで 3 回以上指導。
 - ・ 気道管理・モニター除細動・BLS ブースをそれぞれ 1 回は経験すること。1 回のコースで複数のブースを指導したとしても、いずれか 1 つ、1 回のみの指導経験とカウントされます。
- 2 ICLS 指導者養成 WS を受講すること（必須）。
 - ・ 上記条件を満たし、ブースの役割を理解しましたらご自身が主に参加されているコースの CD にご相談下さい。申請にはディレクター番号が必要です。ディレクター番号を確認後、ICLS のウェブサイトよりご申請してください。

（２）新制度導入に伴う認定証の発行について

新制度での認定証の発行につきましては、原則、ウェブサイトからダウンロードし入手することとします。何らかの理由でデータをダウンロードできない方は、実費にて作成・郵送する方法も検討しています。

お申し込み方法などに関しましては後日、メーリングリストおよびウェブサイトでお知らせします。

【２】ICLS 認定 ICLS インストラクター

（１）新制度導入に伴う現認定インストラクターの認定の移行措置について

新制度導入にあたり移行措置として、旧制度によるすべての現認定インストラクターを、無条件に新制度の認定インストラクターとして認定させていただきます。

ただし、新システム移行のため、みなさまには ICLS のウェブサイト (<https://www.icls-web.com/icls/login.do>) に各自、ログイン後、個人情報をご更新いただきます。個人情報をご更新いただく期間は、平成 25 年 2 月 28 日までです。

下記 1～4 のご確認、ご入力必須です。

1 旧制度での認定月をご確認ください。認定月は次回以降の資格更新月になります。認定月が記入されている方は、そのまま結構です。認定月が記入されていないは、次回以降の更新月は委員会で任意決定させていただきますのでご了承ください。

2 現在のご所属先をご入力ください。

3 現住所（ご所属先住所可）をご入力ください。

4 E メールアドレスをご確認ください。（メーリングリスト等の連絡手段として必要となります。）

なお、個人情報の更新手続きを実施されない場合は、認定インストラクターの再認定に関する作業が遅れるなどの問題が発生する可能性もありますので、十分にご注意ください。

（補足）

新制度移行後、再認定の際、申請時期を新制度での認定月としますと、非常に多くの方々への対応が集中することになります。したがって、申請時の混乱を避けるため、新制度での申請時期は 2 年後以降の初回認定（旧制度で認定）された月とする予定です。認定月のデータのない初期のディレクターに関しては認定番号により順に月を割り振る予定です。詳細が決まりましたらメーリングリストおよびウェブサイト (<http://www.icls-web.com/>) でお知らせします。

（２）新制度導入に伴う認定証の発行について

新制度での認定証の発行につきましては、原則、ウェブサイトからダウンロードし入手することとします。何らかの理由でデータをダウンロードできない方は、実費にて作成・郵送する方法も検討しています。

お申し込み方法などに関しましては後日、メーリングリストおよびウェブサイトでお知らせします。

(3) 新制度導入後の再認定条件について

平成 25 年 4 月 1 日からは下記の要件を満たした方は、認定インストラクターの資格更新が可能となります。

《認定インストラクター更新要件》

1 2 年間で 2 回以上の ICLS コースでの指導。

- ・ 失効してから 1 年以内に 2 回、ICLS コースでの指導を行った場合は再認定とします。
- ・ またやむを得ない事由がある場合は更新期間の延長を認めることがあります。

延長期間は 1 年間とし最大 2 年間。

やむを得ない事由とは妊娠・出産・留学・研修・病気療養・天災によるコース中止等。

更新期間の延長を希望する場合は地区委員にご相談下さい。

※以上の情報についてウェブサイトや学会雑誌等で告知予定ですが、現時点でインストラクターの認定を受けておられない方々、特に学会会員ではない方への連絡方法がなく、情報提供が困難な状況です。皆様の関連部署や地域のネットワーク等を通じて、インストラクターの認定要件の変更を、認定申請をご検討されている方々にお伝えいただけますと幸いです。

以上、みなさまのご協力を心よりお願い申し上げます。

【この件に関するお問い合わせ先】

メールアドレス：icls-info@icls-web.com